

地域医療構想を踏まえた役割の明確化

1. 地域医療構想を踏まえた本院が果たすべき役割（32年度末における具体的な将来像）

(1) 急性期病院としての役割

医師、看護師の確保に努め、救急医療の365日24時間体制を堅持します。また、泉州地域各病院と協力し泉州地域全体の救急体制の整備を図り、疾患発生直後及び急性増悪時における高度医療の適切な実施に努めます。

【実施目標】 救急受入体制の強化、手術件数・精度の高い検査の維持、専門治療の充実

(2) 地域がん診療連携拠点病院としての役割

内科、腫瘍内科、放射線治療科の医師、専門・認定看護師の充実を図ります。また、地域の開業医及び病院（後方支援医療機関）との連携を強化するとともに、緩和ケア病棟を円滑に運営し、患者・家族のQOLの向上に取り組み、患者・家族の思いが叶う医療環境の構築に努めます。

【実施目標】 がん治療実績の向上、緩和ケア病棟在宅移行率（25%）、泉州地域におけるがんネットワークの充実、がん登録の精度向上

(3) 地域医療支援病院としての役割

多職種による病診連携や病病連携、後方支援病院との連携の強化に努めるとともに、患者支援センターの設立により、前方支援から後方支援へ連携を円滑に運営し、住み慣れた地域で在宅を基本とした生活が継続できるよう地域医療ネットワークの強化に努めます。また、登録医制度、高度医療機器の共同利用の推進を行い、地域連携の充実と医療の資質向上に努めます。

【実施目標】 医療機関の機能分化と連携、在宅医療の充実、ネットワーク化、5疾病4事業（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患、救急医療、災害医療、周産期医療、小児医療）の充実、認知症対策

(4) 臨床研修病院としての役割

初期臨床研修や新たに始まる専門医制度に関しても、内科領域においては基幹病院となり、地域の病院と連携して研修を行い、地域医療の経験を積むことにより広く社会の医療福祉に貢献できる人材を育成します。

2. 2025年（平成37年）における本院の具体的な将来像

2025年（平成37年）には、大阪府では75歳以上の後期高齢者人口が約153万人に増加することが推測されています。さらに要介護・要支援認定者、単身あるいは夫婦のみの高齢者世帯の大幅な増加が見込まれるため、適切な医療を持続的に提供できる体制と急性期医療を受けた患者が在宅へ復帰できる医療連携を推進する必要があります。

現在の400床を急性期病床として維持し、入院時から退院支援（後方支援）の計画立案・実施を行い、地域の医療機関及び在宅医療との連携の円滑化を図っていきます。さらに地域の連携ネットワークを構築し、病病間・病診間等において切れ目のない医療情報の連携、医療従事者と介護従事者を含めた多職種連携を行う中核病院として役割を担っていきます。

3. 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割

(1) 在宅医療に関する役割

高齢者が地域でいきいきと生活するため、地域包括ケアシステムにおいて在宅医療、医療と介護の連携の強化が重要視されています。本院では、登録医制度をより充実し、在宅患者の情報共有や公的機関・地域包括支援センター、介護支援事業所等他職種とも連携する地域医療ネットワークの構築を推進し、在宅復帰率の向上を目指します。

(2) 住民の健康づくりの強化にあたっての具体的な役割

高齢者のいきいきとした生活を支援するためには健康の維持が必要です。市民健康講座の開催や出前講座の積極的な地域での実施、また、広報誌による健康や相談業務への周知啓発への取り組みにより健康づくりの強化に努めます。さらに、増加すると予想される認知症の方への支援策として医師や看護師、専門職によるチーム医療を推進し、在宅生活を支えます。

(3) 緊急時における後方病床の確保

患者が安全かつ安心して在宅療養できるよう、在宅医療を提供する医療機関と定期的な情報交換を行い、緊急および急変時等に対応し、必要であれば入院できる体制を整えます。

(4) 人材育成

在宅支援や地域医療の推進には、医療・介護・医事等の専門知識、介護分野等他職種連携の調整力等を高めるための人材育成が必須であり、研修・交流会等積極的な参加や該当職員の採用を推進します。また、今後、職員の専門職化についても検討が必要であると考えます。

(5) 訪問看護（在宅医療のサポート、地域の医療機関との協働）

在宅医療の推進のためには、在宅患者へのサポート、地域医療機関との協働診療が必要であり、そのためには、退院前・退院後訪問が重要となります。訪問により患者の身体状況や生活状況を把握し、主治医や地域医療機関、また、訪問看護ステーションや地域住民との情報共有、情報交換を推進し、在宅生活の支援を図ります。

4. 一般会計による負担のあり方

公立病院は、地方公営企業として運営される以上、独立採算が原則となります。一方で、地方公営企業法上、「その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」

及び「当該地方公営企業の性格上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費」については、一般会計等において負担するものとされています。

本院における公立病院として果たすべき役割を補完するため、一定の不採算部分、支援部分について、総務省通知による繰出基準に基づいて繰入れを行います。

一般会計における繰入金負担の考え方は、以下のとおりとします。

(1) 救急医療

ア) 救急告示病院

救急医療に必要な医師及び医療技術者の待機等の運営経費と収益との差額及び空床確保に伴う収益補填分

イ) 小児救急

小児救急医療に必要な医師の待機等の運営経費と収益との差額

ウ) 災害用備蓄

災害時における救急医療のために必要な診療材料や薬品、水及び食料等の備蓄に要する経費

(2) 一般行政派遣

集団検診等、保健衛生に関して行政として行われる事務に要する経費。一般行政派遣に対する医師等従事者の拘束時間分の給与費相当額

(3) 高度医療

高度な機器、設備、技術等を提供する医療で、患者数等からみても採算を取ることが困難であるが、公立病院として行わざるを得ないものの実施に要する運営経費と収益との差額

(4) リハビリテーション医療

リハビリテーションの実施に要する運営経費と収益との差額

(5) 小児医療

小児医療（小児救急医療を除く）の実施に要する運営経費と収益との差額

(6) 企業債利子

建設改良に伴う企業債利息償還金で一般会計負担相当分。利子支払額の1/2。ただし、平成14年度以前分は2/3とする

(7) 研究研修費

医師等医療従事者の研究研修に要した経費と、受託研究収益のうち治験委託料へ充当した額を除いた額との差額の1/2

(8) 共済追加費用負担金

共済追加費用企業負担額のうち、特別交付税による措置額に相当する額

(9) 基礎年金拠出金負担金

基礎年金拠出金負担額のうち、特別交付税による措置額に相当する額。なお、特別交付税で措置されるのは、経常損失または、累積欠損金がある場合に限定されている

(10) 院内保育所

病院内保育所の運営に要する経費と収益との差額

(11) 児童手当

児童手当の給付に要する経費の合計額

(12) 出資金

病院資本増強のための出資金であり、企業債の元金償還を目的とするもの

5. 医療機能等指標に係る数値目標

	平成27年度実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
(1) 市民、患者への健康教育を充実します						
糖尿病教室参加者数 (人)	104	120	130	130	130	130
循環器教室参加者数 (人)	139	150	160	160	160	160
薬剤管理指導件数 (件)	9,083	9,000	9,100	9,200	9,300	9,450
栄養指導件数 (件)	741	750	750	770	780	780
出前講座実施件数 (件)	21	21	23	25	27	30
(2) がん治療実績の向上を図ります						
外来化学療法件数 (件)	4,401	4,500	4,600	4,600	4,600	4,600
放射線治療延件数 (件)	6,844	6,800	6,900	6,900	6,900	7,000
がん手術療法件数 (件)	697	750	800	800	800	850
医療・がん相談件数 (件)	12,300	12,500	12,600	12,700	12,800	12,800
(3) 地域医療連携を推進します						
紹介患者数 (人)	10,302	11,000	11,500	13,100	13,300	13,400
逆紹介患者数 (人)	14,121	14,000	14,650	15,300	15,550	15,600
登録医数 (件)	482	530	540	550	560	570
(4) 救急医療（365日24時間）の体制を堅持します						
救急患者数 (人)	17,803	18,000	18,100	18,200	18,300	18,400
救急搬送件数 (件)	4,882	4,900	5,000	5,300	5,350	5,400
うち入院患者数 (人)	2,072	2,100	2,150	2,200	2,250	2,300
(5) 疾病発生直後および急性増悪時における高度医療の実践を適切に実施します。						
手術件数 (件)	3,441	3,640	3,700	3,880	3,900	3,920
入院手術件数 (件)	2,990	3,200	3,260	3,440	3,460	3,480
日帰り手術件数 (件)	111	100	100	100	100	100
外来手術件数 (件)	340	340	340	340	340	340

	平成27年度実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
(6) 医師の確保並びに研修医定数の増員、維持に努めます						
医師数（嘱託含む）（人）	93	94	97	97	97	98
研修医数（人）	16	20	20	22	22	22
うち初期研修医（人）	8	10	8	10	10	10
うち後期研修医（人）	8	10	12	12	12	12
(7) 一般病棟入院基本料7：1基準の維持のため看護職員の確保に努めます						
看護職員数（人）	350	357	365	365	370	370
臨時職員数（看護補助者含む）（人）	104	101	100	100	100	100
(8) 医師、看護師の負担軽減に資する体制整備を推進するとともに、チーム医療の充実に取り組みます						
薬剤師（人）	19	20	21	21	21	21
医療福祉相談員（人）	4	5	5	5	5	5
リハビリテーション技士（人）	11	12	14	14	14	14
臨床工学技士（人）	9	9	10	10	10	10
臨床検査技師（人）	17	18	18	18	18	18
放射線技師（人）	17	19	19	19	19	19
管理栄養士（人）	4	4	4	4	4	4
医師事務作業補助者（人）	16	16	17	17	17	17

6. 住民の理解のための取り組み

地域医療構想等を踏まえ、本院が担う医療機能を見直す場合には、住民の理解と納得を得るよう努めます。なお、新改革プランについては、ホームページ等において周知啓発に努めます。